

令和5年美浦村告示第168号

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和5年11月13日

美浦村長 中島 栄

1 入札対象工事

- |            |                             |        |  |
|------------|-----------------------------|--------|--|
| (1) 工事名    | R05国補第4号公下機械美浦水処理センター改築工事   |        |  |
| (2) 工事場所   | 美浦水処理センター                   |        |  |
| (3) 工事概要   | ポンプ井攪拌機更新                   | N=1.0台 |  |
|            | 曝気装置更新                      | N=2.0基 |  |
|            | 返送汚泥ポンプ更新                   | N=1.0台 |  |
| (4) 工期     | 契約日の翌日から令和6年3月22日まで         |        |  |
| (5) 予定価格   | ¥55,198,000－（消費税及び地方消費税を含む） |        |  |
| (6) 最低制限価格 | 設定する                        |        |  |

2 工種 機械器具設置工事

3 入札参加形態 単体

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を受けた建設業者で、法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、令和5・6年度美浦村競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間に、美浦村建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成30年美浦村告示第129号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始後又は再生計画の認可決定が確定した後に美浦村長が入札参加資格の再認定をした者を除く。）

- (4) 法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事にかかる特定建設業の許可を有する者であること。
- (5) 機械器具設置工事について、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）が800点以上の者であること。
- (6) 機械器具設置工事について、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の年間平均完成工事高が100万円以上の者であること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した下水道施設、類似施設に係る機械設備工事について、過去10年以内に元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が100分の20以上の場合のものに限る。）としての施工実績があること。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ア 機械器具設置工事に係る法第7条2号イからハのいずれかに該当する者。
  - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
  - ウ 入札参加を希望する者との間に、引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- (9) 関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に、法第3条第1項に定める主たる営業所（本店）、又は美浦村競争入札参加資格登録者名簿に委任先として登録した営業所を置く者であること。

## 5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の工事の競争入札参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

### ア 申請書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）

・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※上記書類の余白に以下の『 』内の文面を記載し、会社名末尾に会社印を押印すること。

『この書類は、参加資格確認申請日時点において最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しであることに相違ありません。 会社名〇〇〇〇〇 印 』

・主任（監理）技術者配置予定表（別記1）

・施工実績表（別記2）

※様式については、美浦村ホームページからダウンロードして使用

すること。

イ 申請書類の受付期間及び場所等

(ア) 受付期間 令和5年11月13日(月)から令和5年11月29日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、平日正午から午後1時まで、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(イ) 受付場所 美浦村役場 総務部 企画財政課

(ウ) 提出方法 申請書等の提出は持参または郵送(期間内必着)とし、電送は受け付けない。

ウ 申請書類の作成説明会 行わない。

エ 申請書類のヒアリング 行わない。

オ 入札参加資格の確認は受付日現在で行い、その結果は一般競争入札参加資格確認通知書により、次の期日までに回答する。

令和5年12月5日(火)

カ 提出された申請書等は、返却しない。

(2) 受付期間中に申請書類及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

6 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧又は貸与

(1) 閲覧又は貸与の期間

ア 令和5年11月13日(月)から令和5年12月13日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、平日正午から午後1時まで、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

イ 貸与は原則として1業者1回とし、美浦村役場 経済建設部 上下水道課の指示により返却するものとする。

(2) 閲覧又は貸与の場所 美浦村役場 経済建設部 上下水道課

7 設計図書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑受付期間 令和5年11月13日(月)から令和5年12月7日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、平日正午から午後1時まで、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

イ 質疑は文書により持参または郵送すること。

ウ 書面の提出先 美浦村役場 経済建設部 上下水道課

(2) 回答

ア 期日 令和5年12月12日(火)までにする。

イ 回答は書面により質疑者へ発送する。また、美浦村役場 経済建設部 上下水道課において閲覧できる。

8 現場説明会 実施しない。

9 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時 令和 5年12月15日(金) 午後1時30分から

(2) 場所 美浦村中央公民館 2階研修室

(3) 入札者がいない場合は、入札の執行を中止するものとする。

10 入札方法等

(1) 入札書は入札会場に持参するか、別紙郵便入札条件に従い入札日前日までに郵送するかのいずれかの方法により入札しなければならない。電送は認めない。

(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び美浦村契約規則(平成18年美浦村規則第43号。以下「規則」という。)等の関係条項を遵守すること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

(4) 入札参加者に対しては、入札と同時に入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求める。ただし、工事費等内訳書は契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出した入札書の引替え、取消し及び訂正等の請求は認めない。

(7) 本入札には予定価格を設定し、予定価格を上回る入札は無効とする。また同時に最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回る入札をしたときは失格とする。

(8) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札者とする。

(9) 入札執行回数は1回とする。

(10) 代理人をもって入札しようとする者は、委任状を提出しなければならない。

(11) 入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。辞退をしようとする者は入札執行前については文書で、入札執行中については口頭で申し出るものとし、入札執行中に申し出た者については後日文書にて提出するものとする。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以

後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(12) 本工事の契約によって生じる権利義務は、あらかじめ村長が承諾した場合を除き第三者に譲渡し又は担保に供することは認めない。

(13) 入札時に一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

1 1 入札保証金 免除する。(規則第10条により)

1 2 契約の保証

(1) 次に掲げるいずれかの保証を付すること。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(2) 保証に係る契約の保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。

1 3 請負契約書の作成 要する。

1 4 支払条件

(1) 前払金については、規則第63条第2項により請求できる。

(2) 部分払については、規則第64条により請求できる。ただし、回数は協議して定める。

1 5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札について不正な行為があった場合。

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合、又は記名押印のない場合。

ウ 指定の日時までに到達しない場合。

エ 入札書を2通以上提出した場合。

オ 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。

カ 代理人が記名押印のある委任状を提出しない場合。

キ 工事費等内訳書を提出しない場合。

ク 入札書と工事費等内訳書の記載金額が一致しない場合。

(2) この公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者であっても、交付の後に指名停止を受けて入札時点において指名停止期間中である者など、入札時において資格のない者のした入札は無効とする。

## 1 6 その他

- (1) 落札者が本工事に配置する現場代理人及び主任（監理）技術者は元請業者から選定するものとし、下請業者等元請業者以外からの選定は認めない。
- (2) 入札をした者は、入札後において、この公告、設計図書等、契約書案及び現場等について不明等を理由として異議を申し立てすることはできないものとする。
- (3) 落札者は本工事に関して発生するおそれのある事故等に対応する第三者傷害保険等に参加すること。また、加入後は加入済みであるということを証する書面を提出すること。
- (4) 落札者は、5 (1)ア(イ)の書類に記載した配置予定の技術者を、この公告の工事現場に専任で配置すること。ただし、病気、怪我等やむを得ない理由が生じた場合はこの限りではない。
- (5) 落札者は、この契約の履行に関して工事の一部を他の者に委任し又は請け負わせようとするときは、一部下請負承認願を提出し、当該工事発注者の承認を受けること。
- (6) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。

### ア 入札自体に関すること

美浦村役場 総務部 企画財政課 管財係  
住所 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515 番地  
電話 029-885-0340（内線 208）

### イ 工事内容に関すること

美浦村役場 経済建設部 上下水道課 施設管理係  
住所 茨城県稲敷郡美浦村興津 969 番地  
電話 029-885-0720